

L・オッペンハイム著『国際法』〔一九〇五年刊・初版〕(その九)

広井大三

〔本号目次〕

第三部 国際関係のための国家機関

第三章 領事

- 一 領事制度
 - 二 領事組織
 - 三 領事の任命
 - 四 領事の職務
 - 五 領事の地位と特権
 - 六 領事の職務の終了
 - 七 非キリスト教国の領事
- 第四章 種々様々な機関
- 一 外国領域上の軍隊
 - 二 外国の水域における軍艦
 - 三 外交的、ないし、領事的性格の無い機関
 - 四 国際的委員会
 - 五 国際的公務

六 国際仲裁裁判所

一 領事制度

- ホール・一〇五、フィリモア・第二卷二四三〜二四六、ハレック・第一卷三六九頁、テイラー・三二五〜三二六、トウイス・第一卷二二三、ウルマン・四四〜四五、ホルツェンドルフ・第二卷六八七〜六九五頁、ヘフター・二四一〜二四二、リヴィエール・第一卷四一、カルポー・第三卷一三六八〜一三七二、ボンフェイス・七三〜七四三番、プラディエール・フォデレ・第四卷二〇三四〜二〇四三、マルテンス・第二卷一八〜一九、フィオレ・第二卷一一七六〜一一七八番、ウォーデン (Warden) 『領事制

度の起源・本質等に関する論文』(A Treatise on the Origin, Nature, etc., of the Consular Establishment) 一八一四年刊、キューシー (Cussy) 『主要海洋国の領事規則』(Reglements consulaires des principaux Etats maritimes) H・B・オッペンハイム (H. B. Oppenheim) 『世界領事便覧』(Handbuch der Consulate aller Lander) 一八五四年刊、クレルク、ヴァラ編 (Clercq et Vallat) 『領事務案内』(Guide pratique des consulats) 第五版・一八九八年刊、サル (Salles) 『領事制度・その起源等について』(L'institution des consulats, son origine, etc.) 一八九八年刊。

四一八 領事制度の發達 領事制度の起源は中世の第二半期にまで遡及する。イタリアやスペイン、フランスの商業都市では、商人たちは、商業上のいぢぢの仲裁人 (arbitrator) として、彼らの仲間の商人の一名、ないし、それ以上を選挙によって任命するのが習わしであつて、そうした仲裁人は、領事裁判官 (Juges Consuls) とか、商人領事 (Consuls Marchands) と呼ばれていた。十字軍の期間と、その

後にイタリア、スペイン、フランスの商人たちが東方諸国に在外商館を設立して居住したときに、彼らは領事制度を持ち込んで、商人たちは、同じ国に所屬して、彼ら自身の領事を選出したのである。しかしながら、こうした領事の権能は、商人たちの本国と商人たちが居住していた領域のマホメット教徒の君主との間の条約、いわゆる、"領事裁判条約" (Capitulations) を通して、次第次第に拡大するようになった⁽¹⁾。そして遂に領事の権能は、同国人の特権や生命、財産に対する全民事上、刑事上の裁判管轄権と保護とを包含したのである。こうして、東方から領事制度は西方へ移って行った。例えば、一五世紀にイタリア人の領事がオランダやロンドンに存在したし、イギリス人の領事がオランダ、スウェーデン、ノルウェー、デンマーク、イタリア (ピサ) に存在した。これらの領事は、西方における領事と同様に、彼らの国の国籍をもつ商人に対する排他的な民事・刑事の裁判管轄権を行使したが、しかし、西方における領事の地位は、一方における新進の常駐使節の影響と、他方における、外国の商人たちが、彼らの住んでいた国の民事・刑事の裁判管轄権に到る処で従うようになったという事実とによって、一七世紀

には衰退してしまつた。領事の権能における、この変化は、西方のキリスト教国における領事の地位をも共に変革させ、彼らの職務は、今や、彼ら本国の商業と航海の一般的な監督や、彼らの同国人の商業上の一種の利益の保護に縮小した。その結果、彼らは、一七世紀と一八世紀には、あまり注目されなかつたのだが、一九世紀になつて、やっと、国際的な商業、航海、海運の一般的な發達が、領事制度の価値と重要性に対して、再び政府の関心を引くようになった。今は、その制度は組織的に發達して、領事の地位や職務、特権は、通商条約や特別な領事条約のいずれにおいても規定の主題になつており、一八二六年にイギリスで可決された領事法 (Consular Act) のように、單一の国が、海外駐在の彼らの領事の職務に関する法規を制定している。

注(1) トウイス、第一卷二五三〜二六三を参照のこと。

(2) フィリモア、第二卷二五五は、こうした条約の目録^{リスト}を掲げている。

四一九 領事の一般的な性格 今日、領事は、さまざまな種類の目的のためではあるが、主に任命国の商業と航海のために海外に駐在する国の機関である。彼らは、外交代表では

ないので、外交特権は享受しないし、通常、彼らの本国と彼らが駐在する国との間の通交には一切関与しないのであるが、しかし、これらの法則^{ルール}には例外がある。日本は、今、除外されるが、非キリスト教国におけるキリスト教諸国の領事は、昔からの権能を保有して、彼らの同国人に対する完全な民事・刑事の裁判管轄権を行使しているのである。そして、時々には、領事が、規則的には外交代表によって履行される業務を委託されることがある。例えば、宗主権のもとに置かれていた国家にあっては、諸国は、しばしば、領事によって代表され、領事は、外交代表によって処理される、その他の業務の一切を処理するし、したがって、また、彼はたびたび“外交代理者” (Diplomatic Agents) という称号をもつ場合がある。また、例えば、場合によっては、小国は、他の国へ外交使節を派遣する代わりに、そこへは、領事だけを派遣し、領事が、外交使節の職務と領事のそれとを兼職することがある。しかしながら、領事が、“外交代理者” という称号を有する場合があつても、それによって外交使節になるのではないし、外交使節の特権も、本国と彼らが駐在する国との間の条約によって特別に供与されない限り、それを享有すること

にはならないということが、強調されねばならない。しかしながら、領事が、同時に代理公使 (Charge d'Affaires) として派遣される場合には、事態が異なっており、したがって、その場合には、彼は、二つの異なる職務を兼職するのである。と言うのも、彼は、信任状 (Letter of Credence) を受け取っている限り、代理公使として彼は外交使節であり、そうした外交使節のすべての特権を享有するからである。

二 領事組織

ホール『外国諸国と裁判管轄権』一三、フィルモア、第二卷二五三〜二五四、ハーレック、第一卷三七一頁、テイラー、五二八、ウルマン、四七、ホルツェンドルフ、第三卷六九五〜七〇一頁、リヴィエール、第一卷四一、カルポー、第三卷一三七三〜三七六、ボンフィス、七四三〜七四八番、プラディエールフォデレ、第四卷二〇五〇〜二〇五五、マルテンス、第二卷二〇、『英国領事職への一般的訓令』 (General Instructions for His Majesty's Consular Officers)。

四二〇 異なる種類の領事 領事には二種類がある。それ

らは、特別に派遣されて、彼らの領事職を遂行する場合 (差遣領事 Consules missi) か、或るいは、たいていの場合は、地方に居住している商人であるが、領事職を処理すべく個人を任命する場合 (選任領事 Consules electi) であるが、⁽¹⁾ 最初の種類の領事は、いわゆる、専門的な領事であり、常に派遣国の国民であって、彼らの全時間を領事職に捧げねばならないのに対して、二番目の種類の領事は、派遣国の国民であることもあれば、そうでない場合もあるが、通常の職業に従事する他に、領事職も処理するのである。フランスのような若干の国では、専門的な領事だけを任命するが、しかしながら、たいていの国では、領事地区の重要性に応じて、両種類の領事を任命している。しかし、重要地区には専門的領事を任命するというのが、たいていの国の一般的傾向である。

二種類の領事の間では、**国際法**に基づく一般的地位に関しては相違が無いが、しかし、当然、専門的領事のほうが、実際に、高い権威と、より重要な社会的地位を享有しており、領事条約でも、しばしば、専門的領事のほうに特別の権能を規定している。

注(1) この区別について、イギリスの領事業務においては、

“領事官”(Consular Officers)と、“商務領事官”(Trading Consular Officers)の間の區別に相当している。

四二一 領事地区 領事の役目は、多少、地域的な性格を帯びているので、たいていの国は、他の大きな国の領域には、複数の領事を、各々の領事の職務について、その領域の或る地域内に、或るいは、或る一定の街や港の内部だけに限定して任命している。こうした領事地区は、概して、領事が彼の職務を執行する国の地方行政区分と一致している。同一の国の違った地方に任命された各々の領事は、相互に独立しており、彼らの本国の外務省と直接に通信し合うのであるが、領事代理 (agents-consular) は例外で、彼は任命者のみと通信する。担当地区の範圍は、領事の本国と領事受入れ国の間で合意されるが、特別の地域に任命された領事は、その地域境界内で領事職務を遂行する権限があるだけである。

四二二 領事の種々の階級 領事は一般的に地位に^{ランク}応じて四つの階級に区分される。すなわち、総領事 (consul-general)、領事、副領事 (vice-consuls)、領事代理である。総領事は、複数の領事地区の首長として任命される場合があ

り、その場合には複数の領事が総領事に従属させられることになるが、また、一つのかなり大きな領事地区の首長として任命される場合もある。領事は、通常、狭い地区や街や港だけに任命される。副領事は、領事の身分や仕事をもっている総領事や領事の助手であり、したがって、全領事業務に関しては領事の地位にある。若干の国の国内法によれば、彼らは領事により任命され、彼の本国の許認可に従う。領事代理は、領事資格者の代理者であり、領事地区の或る街やその他の場所における領事職務の或る部分の行使のために総領事か領事によって任命され、本国の許認可に従う。領事代理は、任命する領事から独立してはおらず、本国と直接には通信を行わず、任命する領事が領事代理については本国政府に対し責任を負う。いわゆる、地方総督 (Proconsul) は、領事ではなく、領事の一次的不在や病気の期間のみ、領事の代理 (locum tenens) であり、したがって、彼が実際に代理である時にのみ、領事の身分をもつことになる。

イギリスの領事職は、次の六つの階級から成っている。すなわち、(1)事務官・兼・総領事 (Agents and consuls-general)、(2)弁務官・兼・総領事 (commissioners and con-

suls-general) (2) 総領事、(3) 領事、(4) 副領事、(5) 領事代理、(6) 地方総督、である。イギリスの領事職の中では、領事官の公証職務は、概して地方総督だけが処理する。

四二三 領事は外交使節に従属 領事は、彼らの本国政府と直接に通信を行うけれども、しかし、彼らは、彼らの本国政府から彼らが領事職を処理する国に派遣されている外交使節に、彼らの本国の国内法、および、**国際法**によって、従属しているのである。外交使節が領事に対する完全な権能と支配権をもつのであって、疑問がある場合には、領事は外交使節の勧告と指示を求めねばならない。他方で、外交使節は、領事が、その地方当局により損害を蒙る場合には、領事を保護しなければならぬ。

三 領事の任命

ホール・一〇五、フィリモア・第二巻二五〇、ハ
レック・第一巻三七七頁、ウルマン・四八、ホルツ
ェンドルフ・第三巻七〇二―七〇六頁、リヴィエー
ル・第一巻四一、カルポー・第三巻一三七八―一三
八四、ボンフィス・七四九―七五二番、プラディエ
ルーフォデレ・第四巻二〇五六―二〇六七、フィオ

レ・第二巻一一八一―一一八二番、マルテンス・第
二巻二一。

四二四 候補者の資格 国際法には、国家が領事に任命で
きる個人の資格に関して法則は無いが、しかし、多くの国が
専門的領事に関する限り、国内法上の、こうした法則を所有
している。女性領事が任命され得るか否かという問題につい
ては、否定的には答えられないが、しかし、他方で、国家に
は女性領事に領事認可状 (exequatur) を与える義務は無く、
現時には多くの国が、確実に、それを拒否することになる。

四二五 国家には領事を受入れる義務は無い 国際法によ
れば、国家には、領事受入れを認める義務は全く無いが、し
かし、あらゆる国家の通商上の利害は、きわめて絶大である
ため、実際には、あらゆる国家が、外国の領事を受入れを認
めざるを得ず、こうした受入れを拒否するような国は、翻っ
て、自分の国の領事を外国に置くことが許されなくなるであ
ろう。概して二国家間の通商・領事条約では、締約国は、既
に第三国の領事が駐在しているか、或るいは将来的に受入れ
が認められるような国内のあらゆる地域に領事を任命する権
利を相互に享有することを規定している。その結果として、

国家は、或る一定の地域への他の国の領事の受入れを認めて
いる限り、或る国の領事の受入れを拒絶することは不可能で
ある。しかし、国家が、或る地域への他国の領事の受入れを
一切認めていない限り、その地域で領事業務を組織しようと
切望する国の領事に受入れを拒否することが可能である。し
たがって、例えば、ロシアは、ワルシャワ(一八一五年ウィーン
議定書により、ポー
ランド王国の首都ながらロシ
ア皇帝の統治下に置かれた)への領事の受入れを、政治的理由に
よって長期にわたり拒否していた。

四二六 どのような種類の国家が領事を任命できるか 領
事を任命することが、あらゆる完全主権国家の権能の範疇内
であることは疑いが無い。完全主権国家ではない場合につい
ては、万事が特殊な事例ということになる。外国は宗主権下
にある国での領事を任命できるので、それに相反する事柄が、
付庸国と宗主国との間で特に約定されていない限り、更にま
た、付庸国が国家群の中で地位を有しない国ではない限り、⁽¹⁾
付庸国が今度は自分の国の場合として、外国における領事を
任命する権能を有することは疑い得ないことである。連邦国
家の構成国に関しては、その問題を解決するのは連邦国家の
憲法である。したがって、ドイツ憲法によれば、外交使節は、

ドイツ帝国の全構成国によって派遣・接受され得るといふこ
とは対照的に、連邦国家が排他的に領事を任命する権能を
もつのである。

注(1) 九一を参照のこと。

四二七 任命と受入れ許可 領事は、国の領事職を執行す
ることを目的とする特許状とか訓令、いわゆる、辞令
(*Lettre de provision*) を通して任命されるが、副領事につ
いては時々、領事代理の場合には常習的に、領事によって
任命されるが、本国の承認が条件になる。領事の受入れ許可
は、受入れ国の首長によって与えられる、いわゆる、領事認
可状によって行われる。任命国の外交使節が、国家元首への
連絡のために、任命される領事の特許状を外務大臣に手渡す
ことになるが、領事認可状は、特別の書類として与えられる
か、或るいは、特許状に書かれた領事認可という言葉によっ
て与えられるかのいずれかであるが、しかし、領事認可状は
個人的な理由によって拒否されることがある。例えば、一八
六九年に、イギリスは、ハガーティという名前のアイルラン
ド人への領事認可状を拒否したのであるが、彼は、アメリカ
合衆国へ帰化し、グラスゴーへのアメリカ領事に任命された

のであった。また、領事認可状は、個人的理由に基づいて、いつでも撤回され得るのであって、例えば、一八三四年にフランスは、バヨンヌ(フランスのビスケー湾の近くの漁港と造船の街)のプロシア領事について、それを撤回したが、それは、彼が、カルロス党員(スペインのフェルナンド七世に対して王位請求のためカルリスタ戦争を起こしたドン・カルロス一派)のために武器をスペインに供給することを支援していたからであった。

四二八 承認を含む領事任命 領事の任命は主に通商上の目的にのみ行われ、単に地域的重要性だけをもち、一切の政治的結果を伴わないものであるので、国家が、新しく樹立された国の地方に領事を任命することによって、そうした国を、事実上、間接的に承認することにはならないと主張されているが、しかしながら、この見解は、国際的な生活実態とは一致しないのである。領事は、地方政府に彼の特許状を手渡し、後者からの領事認可状を受領する以前に、彼の職務を遂行することはできないので、したがって、任命国は、受入れ国との関係で間接的に承認を意味する⁽²⁾ような正式な通交関係に入ることは明白である。

注(1) ホール・二六、および、一〇五を参照。

(2) 七二を参照のこと。

四 領事の職務

ホール・一〇五、フィリモア・第二巻二五七〜二六〇、テイラー・三二七、ハレック・第一巻三八〇〜三八五頁、ウルマン・五一、ホルツェンドルフ・第三巻七三八〜七四九頁、リヴィエール・第一巻四二、カルボー・第三巻一四二〜一四二九、ボンフィス・七六二〜七七二番、プラディエル・フォドレ・第四巻二〇六九〜二一一三、フィオレ・第二巻一一八四〜一一八五番、マルテンス・第二巻二三。

四二九 領事の一般的職務について 領事は、主に通商、産業、航海のために任命されるけれども、しかし、それ以外の目的のためにも、さまざまな職務について責任を負っているのである。そうした職務に関して、慣習や通商・領事条約、国内法、それに国内の領事法令は、詳細な法則を含んでいるが、それらは、通商・産業の促進、航海の管理、保護、公証職務の部類に分けられ得る。

四三〇 通商と産業の促進 領事は、通商と産業のために任命されるので、彼らは、彼らの本国の通商条約の実施を世話したり、通商や産業の発達に影響を及ぼし得るようなあら

ゆる事柄に関して、後者に報告書を送付したり、任命国の商人や生産者に対して、彼らの利益の保護のために必要な情報を与えることなどが、接受国によって許可されなければならない。さまざまな国の国内法や領事法令は、こうした領事職務の中でも最も重要なものについての詳細な法則を含んでいるが、一方における領事報告書と、他方における商業界の構成員への領事情報は、過去においても現在においても、彼ら本国の通商と産業の発展にとって貴重な支援になったのである。

四三一 航海の監督 領事のもう一つの仕事は、任命国の航海の監督である。港湾において領事は、彼の本国の旗を掲げて航行する全商船に注意して、船舶書類を照査し、認可し、入港や出港に関する調査権を行使したり、また、船長と乗組員や乗客との間の争いごとを解決したりすることを許可されなければならない。彼は、遭難した船員たちを援助したり、難破船の乗組員や乗客を本国に送還することを請け負ったり、海損 (average) を証明したりするのであるが、航海の監督に関する領事のすべての任務や権限を、列挙することは、必要ではないし、可能でもない。一方における領事・通商条約

と、他方における国内法と領事法令とが、こうした領事の職務に関する詳細な法則を含んでいるのであるが、しかしながら、彼の本国の公船が、指揮官の要請により、入港する場合には、あらゆる可能な手段でもって支援しなければならないということが追け加えられるべきである。だが、領事は、こうした公船に対しては監督権を有しないのである。

四三二 保護 領事が任命国の国民に与えるべく接受国により認められなければならない保護は、非常に重要な仕事である。その目的のために、領事は、記録簿を保管して、それに、そうした国民の名前や住所を記録させることができる。領事は、旅券を作成したり、貧民や病人、更には裁判の訴訟関係者に或る一定の援助をし、救済しなければならぬ。外国人が地方当局により損害を受けるならば、彼の国の領事は、彼に助言を与えて援助し、最終的には彼のために仲裁しなければならぬ。もし、外国人が死亡する場合には、彼の国の領事は、財産を確保したり、故人の家族にあらゆる支援を与えるために、人と交渉することが可能とされ、概して、領事は、任命国の国民に対してだけは、保護的職務を遂行するのである。しかし、任命国は、地方駐在の領事を指定しなかつ

た第三国の国民の保護を彼に委託することも可能である。

四三三 公証機能 領事が請け負わされる公証人的、ないし、それと同類の機能も、きわめて重要である。彼らは、任命国の裁判所やその他の当局のために、署名を証明したり、公認したり、証人を訊問したり、証拠を確保するために宣誓をさせたりするし、また、彼らは、任命国の国民の結婚を決めたり、遺言を引き受けたり、養子縁組を認可したり、出生や死亡を記録したりもする。彼らは、本国政府だけではなく、地方当局のためにも権威のある翻訳を提供し、多くの種類の証明を与える。この種のあらゆる領事職務は、国内法と領事法令によって専門化されているが、しかし、商業の促進、航海の監督、保護は、**国際法上の慣習法則に従い**、その履行が接受国により領事に認可されなくてはならない職務であるのに対して、領事の公証機能は、条約上の規定が欠如している場合には、受け入れ国は許可する必要は無いのである。

五 領事の地位と特権

- ホール・一〇五、フィリモア・第二卷二六一〜二七二、ハレック・第一卷三七一〜三七九、テイラー・三二六・三三二〜三三三、ウルマン・五〇・五

- 二、ホルツェンドルフ・第三卷七一〇〜七二〇頁、リヴィエール・第一卷四二、カルボー・第三卷一三八五〜一四二〇、ボンフィス・七五三〜七六一番、プラディエル・フォデレ・第四卷二一四〜二二二
- 一、フィオレ・第二卷一一八三番、マルテンス・第二卷二二一、ボードン (Bodin) 『領事の免除特権』 (Les immunités consulaires) 一八九九年刊。

四三四 地位 外交使節と同様に、領事は、まさに**国際法**

の客体である。彼らが享有する権利は、**国際法に基づいて任命国の権利に即応する国内法により彼らに与えられるものである**⁽¹⁾。彼らの地位に関しては、キリスト教国が、外国領事に**実際には外交使節の特権を認めていないので**、今日では、領事は外交使節としての地位を享受しないというのが、確立された、議論の余地の無い事実とされるべきであろう。他方で、彼らの地位は、領事の地区内に居住する他の個人の地位と全く異ならないと主張するのは適當ではないと思う。彼らは、外国によって任命され、領事認可状を受領しているので、彼らは、任命国の役人として、受入れ国により公然として認知されているのである。勿論、領事は外交代表ではない。と言う

のも、彼らは、国際関係の全体で任命国を代表するのではなく、限られた範囲の職務と地域目的のためにのみ代表するからである。しかし、彼らは、承認された公的な性格を帯びているので、単なる私的個人とは区別されるのであって、その結果として、彼らの地位は、単なる私的個人のそれとは異なるものである。このことは、本国の公務員であり、領事職を処理するために外国へ特別に派遣されている専門的な領事に關しては疑いの無い事実であるが、しかし、また非専門的な領事に関しては、受入れ国は領事認可状を与えることにより、みずからに対する彼らの職務上の地位を承認しているのである、そのことが、少くとも彼らの身体と住居の特別な保護を要求するのだと主張されなければならない。しかしながら、領事の職務上の地位には、受入れ国の政府との直接交渉は含まれておらず、領事は、地域的な目的にのみ任命されるので、したがって、彼らは、地方当局とのみ、直接交渉をするのである。もし、彼らが、政府自身と交渉することを望むときには、彼らは、外交使節を通してのみ、それができるのであって、彼らは、外交使節に従属しているのである。

注(1) 三八四を参照のこと。

四三五 領事特権 領事の疑いの無い職務上の地位から、

普遍的に認められるべき重要な特権というものが、いまだ出てきていないのであるが、**国際法**により領事に当然与えられるべき特別の保護は別として、彼らに必要な特権を与えるための慣行も普遍的な協定も、国家間に存在しないのである。領事が実際に享有する特権は、派遣国と受入れ国との間の礼議によるか、或るいは、通商、ないし、領事条約の特別の規定に従って与えられているものであるが、私は、やがて、諸国家が、領事の地位と特権に関する普遍条約に合意するであろうと信じて疑わ⁽¹⁾ない。当分の間は、領事特権に関する各国間の無数の条約の中に見出される筈の若干の重要な規定を厚遇することが有益である。すなわち、

(1) 専門的な領事と非専門的領事との區別が、たびたび行われるが、その限りでは、前者に後者以上の特権が与えられている。

(2) 領事は、地域的な民事・刑事の裁判管轄権を免除されなければ、後者については、専門的領事に関しては、しばしば、より重い性格の犯罪に限られている。

(3) 多くの条約で、領事の公文書 (archives) は搜索や差押

えから不可侵であり、したがって、領事は、彼の職務上の書類や通信文を私文書とは別にしておく義務がある。

(4)領事館の不可侵も、時々、規定されるので、そのため、地方の警察、裁判所等の職員は、領事の特別の許可無くしては、そうした建物に入ることはできない。しかし、その場合、これらの建物内に避難した犯罪人を引き渡すのは領事の義務である。

(5)専門的な領事は、しばしば、あらゆる種類の地方税や租税を免除され、彼らの住居に兵士を宿営させる義務を免除され、裁判所へ証人として本人自身が出頭する義務を免除されるが、後者の場合には、領事は、証言を文書にして送付しなければならぬか、或るいは、領事の証言が領事館の構内で治安判事により行われ得るかのいずれかである。

(6)あらゆる種類の領事には、領事館の入口に任命国の紋章をついたり、国旗を掲揚する権利がある。

注(1) 一八九六年のヴェニスにおける会議で、**国際法学会**は、二一か条からなる**領事の免除特権に関する規則**(Reglement sur les immunités consulaires)を採択した。
年鑑・第一五卷三〇四頁を参照のこと。

六 領事の職務の終了

ホール・一〇五、ウルマン・四九、ホルツェンドルフ・第三卷七〇八頁、リヴィエール・第一卷四一、カルポー・第三卷一三八二・一三八三・一四五〇、ボンフィス・七七五番、フィオレ・第二卷・一一八七番、マルテンス・第二卷二一。

四三六 終了の確実な場合 領事の死亡、領事免許状の撤回、召還、または、免職、それに最後として、任命国と受入れ国との間の戦争が、領事職務の終了について普遍的に承認されている原因である。領事が死亡したり、戦争が勃発する場合、領事の公文書に、地方当局は触れてはならない。それらは、領事の使用人(employé)の保護のもとに置かれるか、故人の公文書の後継者が決まったり、講和が締結されるまで、別の国の領事が管理するかのいずれかである。

四三七 終了の疑わしい場合 領事の担当地域が、割譲、併合の結果としての征服、或るいは反乱によって他の国の所有になる場合に、領事の職務が終了するか否かについては、慣行上、明確ではないが、この問題は肯定的に答えられるべきである。何故ならば、こうした領事に与えられる領事免許

状は、最早、領域を所有していない政府から出ているからである。この問題の実例が、一八三六年、ベルギーが、その時、まだロシアから承認されていなかったのだが、以後、アントワープのロシア領事アエギ (Aegi) を、最早、領事としては取り扱わないと宣言し、その理由を、彼が、反乱前に任命されており、オランダ政府によって与えられた領事免許状を所有しているからだとした時に起ったのである。ベルギーは、結局、ロシア側の強迫的な抗議に譲歩したが、当初の態度は法的には正しかったのである。

四三八 国家元首の地位の変更は終了理由にならない 外交使節とは対照的に、領事職務が、任命国、ないし、受入れ国の元首の地位の変更によっては終了しないということが、普遍的に認められている。したがって、別の国王が即位しようが、君主制が共和制になること等があっても、新しい特許^{パテン}証や新しい領事免許状が必要になるわけではないのである。

七 非キリスト教国の領事

ターリング (Tarring) 『東洋におけるイギリス領事の裁判管轄権』 (British Consular Jurisdiction in the East) 一八八七年刊、ホール 『外国と裁判管

轄権』六四〇八五、ハレック・第一卷三八五〇三九八頁、フィリモア・第二卷二七二〇二七七頁、ティラー・三三一〇三三三、トウイス・第一卷一三六、フィートン・一一〇、ウルマン・五四〇五五、ホルツェンドルフ・第三卷七二〇〇七三八頁、リヴィエール・第一卷四三三、カルボー・第三卷一四三二〇一四四九、ボンフィス・七七六〇七九一番、プラディエル・フォデレ・第四卷二二二二〇二二二三八、マルテンス・第二卷二四〇二六、マルテンス『東洋における領事と領事裁判権』 (Konsularwesen und Konsularjurisdiction in Orient) 一八七四年、スカースト (Skerst) によるロシア語原本からのドイツ語訳、ブリュイラ (Bruillat) 『歴史研究と領事裁判権批判』 (Etude historique et critique sur les juridictions consulaires) 一八九八年刊、リップマン (Lippman) 『東洋における領事裁判権』 (Die Konsularjurisdiction in Orient) 一八九八年刊、ヴェルシヒ (Verge) 『東洋諸国における領事』 (Des consuls dans les pays d'occident) 一九〇三年刊。

四三九 非キリスト教国における領事の地位 日本という唯一の例外はあるが、非キリスト教国における領事の地位は、通常の地位とは基本的に異なっている。西洋のキリスト教国だけでは、前述(四一八)したように、領事は任命国の国民に対する裁判管轄権を喪失しているが、回教徒諸国においては、領事は、本来の裁判管轄権を保有しているだけでなく、それは、いわゆる、領事裁判権 (Capitulation) を通して次第に拡張されたので、領事の権能は、ただちに、民事・刑事の全裁判権と、彼らの同国人の特権や生命・財産の保護権と、更には、同国人の不正行為による追放権さえも包含するに至っている。しかも、慣行と条約とが、領事に対し、不可侵権、治外法権、儀礼的名誉権、その他の種々の権利を保障したので、そのため、彼らの地位は、外交使節のそれと、実質的に同じであることは疑いの無いことである。こうした領事の地位は、回教徒諸国から中国、日本、朝鮮、ペルシア、その他の非キリスト教国に拡がって移って行ったが、しかし、日本では、領事の地位は一八九九年にキリスト教国における領事のそれへと縮小された。

四四〇 非キリスト教国における領事裁判権 国際的慣行

と条約は、非キリスト教国に居住するキリスト教国の国民は、すべて、彼らの領事によって行使される本国の裁判管轄権のもとに置かれるという法則だけを決めており、この領事裁判権を組織化するのには、各々のキリスト教国の国内法上の問題である。したがって、あらゆる諸国が、この問題を取扱う法令 (statutes) を制定している。イギリスに関して言えば、枢密院 (Council) の規則と一八九〇年の外国裁判権法 (Foreign Jurisdiction Act) が、目下、領事裁判権の法的根拠になっている。しかしながら、この領事裁判権の作用は、いわゆる、混合事件 (mixed case) に関しては、満足の行く状況ではない。国家の領事は、彼の本国の国民に対して排他的裁判管轄権を行使するので、彼は、原告が、自国民であっても、他のキリスト教国の国民の場合であっても、この裁判管轄権を行使するのであって、したがって、これは混合事件と呼ばれている。

注(1) 三一八を参照のこと。

四四一 エジプトにおける国際裁判所 領事裁判権の不利を、何らかの点で払拭するため、エジプトで興味深い実験が行われている。エジプト総督の発議に基づいて、一八七五

年に、ほとんどの大国が、エジプトにおける混合事件に対して国際裁判所の設立に同意し、⁽¹⁾これらの裁判所が、一八七六年に、その機能を開始したのである。それらは、混合民事事件と、国家の領事の裁判管轄権下にある重要な混合刑事事件を、主要な管轄範囲としており、最初の例については、三つの国際裁判所が——すなわち、アレクサンドリアとカイロとイスマイリア（以前はザガジグ）にあり、更には、アレクサンドリアに一つの国際控訴裁判所がある。最初の例の裁判所は、各々、三人の自国民と四人の外国人から構成され、控訴裁判所は、四人の自国民と七人の外国人から構成されている。

注(1) ホーランド『東方問題におけるヨーロッパ協調』(Holland, *The European Concert in the Eastern Question*) 一〇一―一〇二頁を参照のこと。

四四二 非キリスト教国における領事の例外的性格 現在の非キリスト教国における領事⁽¹⁾の地位は、あらゆる点で例外的であり、それは、他の所では普遍的に承認されている国際法の原則とは一致していないのである。しかし、その例外的地位は、非キリスト教国の文明が、キリスト教の理念と一致して、自国の裁判所における外国人の生命、財産、名誉を保

持するために、彼らの正義の理念を發達させない限り、必要であり、また、必要であり続けなければならない。日本は、文明が或る一定の水準に到達すると間もなく、諸大国が、非キリスト教国における領事裁判権の撤回に同意することを快諾した実例である。

第四章 種々様々な機関

一 外国領域上の軍隊

ホール・五四・五六・一〇二、ハレック・第一卷四七七―四七九頁、フィリモア・第一卷三四一、テイラー・一三一、トゥイス・第一卷一六五、フィトン・九九、ウエストレイク・第一卷二五五頁、ホルツェンドルフ・第二卷六六四―六六六頁、リヴェール・第一卷三三三―三三五頁、カルボー・第三卷一五六〇、フィオレ・第一卷五二八―五二九番。

四四三 軍隊は国の機関 軍隊は国家を維持する国の機関である。何故なら、そうした軍隊は、国家の独立、権力、安全を維持する目的でつくられているからである。そして、この観点から、軍隊が、国内、国外のいずれに在るかは問題で

はない。と言うのも、それらは、外国の領域上にある場合においてさえも、彼ら自身の目的のためではなく、あくまでも彼らの国家の職務として、そこに存在するだけであるとしても、彼らの国の機関なのである。それで、たとえもし、兵士の一団が、命令無しに、或るいは、国家業務とは無関係に、快楽のためとか、暴力行為を犯すためという自己目的のため、国の領域に入るのであれば、それは、最早、国の機関ではないのである。

四四四 軍隊が海外にいる場合 軍隊が、戦争以外に彼らの本国の業務として外国の領域上にいる幾つかの場合がある。例えば、国家は、外国の要塞に軍隊を駐留させたり、外国の領域を通じて軍隊を派遣する権利をもつ場合があり得るし、更には、他国との戦争で勝利した国家が、講和条約の締結後、講和条約の実施のための保障として、その敵対した国の領域の一部を占領することもあり得る。实例として、晋仏戦争後の一八七一年にドイツは、五〇億フランの戦費の賠償金の最終分割金が支払われるまで、フランスの領域の一部を占領した。また、イギリスが「キャロライン号」事件でやったように、⁽¹⁾ 外国の領域に入って、そこで暴力行為を犯すことが、

或る国の軍隊にとって必要な場合もあり得るのである。

注(1) 一三三、および、四四六を参照のこと。

四四五 海外にいる軍隊の地位 軍隊が、外国の領域上に彼らの本国の業務として駐留している場合、彼らは、治外法権を有すると見なされ、したがって、後者の裁判管轄権下に留まっている。外国の領域上で軍隊の構成員によって行われる犯罪は、その地方当局や軍事筋によっては処罰され得ず、その軍隊の指揮官か、または、その本国の他の権威筋によってのみ処罰され得るのである。⁽¹⁾ しかしながら、このことは、その犯罪が、その軍隊の駐留している場所の範囲内か、その犯罪者が勤務中であつた場所以外のどこか、という場合にのみ当てはまることである。例えば、もし、要塞の外国人守備隊に属する兵士たちが、職務ではなく、気晴しや快楽のために要塞区域を離脱し、しかも、そのときに、犯罪を犯すのであれば、その地方当局には、彼らを処罰する権限があるのである。

注(1) これは今日では、**国際法**についての著者の大多数の見解である。しかしながら、今でも尚、異論を唱えるバ

1 『国際私法・国際刑法教本』一八九二年刊、三五—

(頁) やリヴィエール(第一卷三三三頁) のような若干の権威者が存在している。

四四六 マクリード事件 外国にいる軍隊の地位に関する

非常に適切な実例は、マクリード事件によって与えられており、それは一八四一年に起こった事件である。⁽¹⁾アレクサンダー・マクリードは、カナダの領域を横切つてカナダ人の反乱を支援するために装備された「キャロライン号」という船を捕獲する目的でアメリカ合衆国の領域へ、一八三七年にカナダ政府により派遣されたイギリス軍の構成員^{メンバー}であつたが、一八四一年にニューヨーク州へ商用で来た時に、「キャロライン号」の捕獲の際にアメリカ合衆国の市民であつたアモス・ダーフィという人物を殺害したかどで逮捕され、告発された。ワシントン駐在のイギリス大使は、マクリードについて、彼は、主張されている犯罪の時点では、カナダ政府によりアメリカ合衆国の領域に派遣され、必要やむを得ない事態で行動していたイギリス軍の構成員であつたという理由で、その釈放を要求した。マクリードは釈放されず、裁判にかけられねばならなかつたが、しかしながら、彼は無罪放免になつた。この問題に関しては、イギリス大使の覚え書に対するアメリカ

カ合衆国の國務長官ウェブスター氏の回答の中の一節を引用することが必要である。その一節は、このように述べている。すなわち、——「アメリカ合衆国政府は、イギリス当局によつて認可されて企画された公的処理としての取扱いが認諾された後は、それに関係した個人は、それへの参加を理由に、通常の裁判で個人的に責任を負わされるべきではないということ、勿論、受入れるものである。」

注(1) ウォートン・第一卷二二を参照のこと。

二 外国の水域における軍艦

ホール・五四〜五五、ハレック・第一卷二一五
〜二三〇頁、ローレンス・一二八〜一二九、フィリ
モア・第二卷三四〜三五〇、ウエストレイク・二
五六〜二五九頁、テイラー・二六一、トウイス・第
一卷一六五、フィートン・一〇〇、ブルンチュリ・
三二一、ホルツェンドルフ・第二卷四三四頁と四四
六頁、ペレル・一一・一四・一五、ヘイルポーン
『体系』二四八〜二七九頁、リヴィエール・第一卷
三三三〜三三五頁、ボンフィス・六一四〜六二三番
カルポー・第三卷一一五〇〜一五五九、フィオレ・

第一卷五四七―五五〇番、テスタ・八六頁。

四四七 国の機関である軍艦 軍艦は、軍隊と同様に国家機関であり、実際に軍艦は国の軍隊の一部である。そして、彼らの国家機関としての性格に関して、軍艦が、本国にいるか、或るいは、外国の領海にいるか、公海にいるかは問題ではない。しかし、軍艦は、彼らが、乗員を乗せて、責任ある士官の指揮下にあつて、しかも、国家の職務中である限りにおいてのみ、国家機関である。乗組員によって放棄された難破した軍艦は、最早、国家機関ではないし、本国に対して反乱を起こしていたり、軍艦独自の目的で航行している場合も国家機関としての性格を保有するものではない。他方で、警察や国の税関を職務とする公船、更には、国家により軍隊や軍需物資の輸送のため用船契約された私船と、最後に、国家元首とその随員を専ら運搬する船舶もまた、国家機関と見なされるし、その結果として、あらゆる点で、恰かも軍隊であるかのように扱われるのである。

四四八 軍艦としての特徴の証明 軍艦、及び、軍艦として扱われる他の一切の船舶の特徴は、まず第一に、戦闘旗や彼らの国の三角旗^{ペナント}を掲げたりする船舶のように、その外観に

より証明されるのであるが、にも拘わらず、もし、船舶の性格が疑わしく思える場合には、その船舶が代表していると思える国の権威筋によって適正に署名された委任状^{コミッション}が、その軍艦としての性格を完全に証明することになるのである。それに、委任状^{コミッション}が船舶の十分な証明になるので、その船舶が本当に国の財産であることを証明することは確ずしも必要なことではない。国家によって、軍隊の輸送のためや、その元首を運搬する目的で用船契約された船舶は、実際には、そうした国の財産ではないのであるが、委任状^{コミッション}によって軍艦と同じ性格を帯びることになるのである。⁽¹⁾

注(1) 私略船(Privateer)は軍艦と同じ性格と免除特権を享受することになっている。

四四九 海外にいる軍艦の場合 平時において軍隊は、条約上の特別な権利による場合と必要やむを得ない場合を除けば、海外にいるという場合は無いのに対して、海軍を有するあらゆる海洋国の軍艦は、あらゆる種類の目的のために世界中の到る処の公海を絶えず航行しているのである。そのため、軍艦が、外国の領海を通航して、やむを得ず外国の港に入港する場合が発生する。それに、旗国と沿岸国間の特別条

約は、必ずしも、軍艦に対し、外国領海に入つて通航したり、外国の港に入港することを可能にするわけではない。文明諸国のあらゆる領海と港は、軍艦が特別の国際的約定や沿岸国の特別国内法によつて排除されない限り、概して軍艦に対し、あらゆる国の商船に対するのと全く同様に大いに開放されている。他方で、旗国と沿岸国の間の特別の国際的約定や特別条約で、一、ないし、それ以上の港に関して、或る種の領海とに関して、逆の場合を規定していないのであれば、国家は、法の厳格な意味において、その港の全部、もしくは、或る幾つかの港からと、国際交通の要路としては役立たない領海から、軍艦を排除する機能を有するのである。⁽¹⁾そして更に、国家は、その港への入港を認める軍艦に対して、その国が必要と考える条件を、どのようなものであれ課す権能があるが、しかし、そうした条件は、軍艦に対して普遍的に承認されている特権を否定するものであつてはならないのである。

注(1) この問題については議論の余地がある。一八八、および、ウエストレイク・第一卷一九二頁をホール・四二と対比して参照のこと。

四五〇 外国の水域における軍艦の地位 外国の水域にお

シ・オッペンハイム著『国際法』(一九〇五年刊・初版)(その九)

ける軍艦の地位は、彼らが、旗国の“浮動”(floating)部分と呼ばれていることによつて特徴付けられている。言うのは、現時点での国際法の慣習法規は、外国の軍艦が入る水域の所有国は、あらゆる点で、彼らが恰かも旗国の“浮動”部分であるかのように扱わねばならないということを普遍的に承認しているのである。⁽¹⁾その結果として、船上のあらゆる人と貨物と共に、軍艦は、外国の水域にある場合でさえも、その旗国の裁判管轄権のもとに置かれるのである。沿岸国の役人は、司令官の特別の許可無くしては、その船舶に乗船することは許されないし、その船舶の業務中に船上で人によつて行われた犯罪は、司令官とその本国の他の権威筋のもつ排他的な裁判管轄権下にあるのである。沿岸国の国民であつて、一時的にのみ乗船している個人が、船上で犯罪を行うならば、彼らには、行く必要が無いとしても、その船舶の本国に彼らは連れて行かれて、そこで処罰されるかもしれないのである。乗組員に属さず、沿岸国の領域で犯罪を行った後で、船上に避難した個人でさえも、その船舶の外に強制的に連れ出すことはできず、もし、司令官が、その引き渡しを拒むならば、本国からの外交手段によつてのみ、引き渡しは達成され得る

のである。

他方において、軍艦は、外国の水域で彼らが好むことができるわけではない。彼らは、港や投錨場所、衛生施設、検疫所、税関、等における秩序に関して、沿岸国の法律に自発的に従うことを期待される。そうすることを拒否する軍艦は、排除され得るし、また、もし、そうした状況や他の場合に、軍艦が、沿岸国の役人や他の船舶に対して暴力行為を犯すのであれば、更なる暴力行為を防止するための処置が取られ得るのである。しかし、暴力行為を犯す場合であっても、軍艦は、沿岸国の裁判管轄権のもとに置かれることにはならず、軍艦に対しては、更なる暴力行為を防止するに必要な手段しか許されないのである。

注(1) この法則は、一九世紀になって、やっと普遍的に認められるようになった。この国とアメリカ合衆国で以前に用いられていた学説の変化に関しては、ホール・五四とローレンス・一二八を参照のこと。イギリスとアメリカの裁判所は、今は、外国公船の治外法権を承認している。

四五一 外国に上陸している乗組員の地位 若干、重要な

問題であるが、上陸している軍艦の司令官や乗組員の外国の

港における地位に関しては、議論の余地がある。国際法学者の大多数は、軍艦の業務で上陸中の滞在と他の目的のための滞在とを区別して⁽¹⁾おり、食糧を購入するとか、その船舶について他の準備をするためとかの、船舶の業務で公的に上陸している司令官と乗組員は、その場所で、彼らが行う犯罪についてさえ、彼らの本国の排他的な裁判管轄権のもとに置かれるのである。逮捕することが必要な場合であっても、更なる暴力を防止するために逮捕され得るのであって、直ちに、その船舶に引き渡されねばならない。他方で、彼らが、公的ではなく、快楽や娯楽のために上陸している場合には、彼らは、他の一切の外国人と同様に沿岸国の属地的支配権のもとにあり、陸上で犯した犯罪のために処罰され得るのである。

注(1) しかしながら、国際法の著者で、この区別をしない人と、上陸中の司令官と乗組員は、あらゆる場合に、その地方の裁判管轄権のもとにあると主張する人が何人かいる。例えば、ホール・五五とフィリモア・第二巻三四六、テスト・一〇九頁を参照のこと。

三 外交的、ないし、領事的性格の無い機関

ホール・一〇三〜一〇四、ブルンチュリ・二四一

〜二四三、ウルマン・五六〜五七、ヘフター・二二

二、リヴィエール・第一卷四四、カルポー・第三卷
一三三七〜一三三九、フィオレ・第二卷一一八八
〜一一九一番、マルテンス・第二卷五。

四五二 外交的・領事的性格を欠く機関 外交使節や領事
の他に、国家は、海外へ様々な種類の機関を派遣し得るし、
また、派遣しているのである。――すなわち、公然の政治機
関、秘密の政治機関、スパイ、代表委員、伝達書携帯者であ
る。彼らの地位は同じではなく、彼らが所属する階級に応じ
て様々である。したがって、彼らは、別々に扱われねばなら
ない。

四五三 公然の政治機関 公然の政治機関は、いろいろの
種類の政治的交渉のために、或る国から別の国に派遣される
機関である。彼らは、永続的なものとして派遣される場合も
あれば、限られた時期のみの場合もあり、彼らは、外交的性
格をもって招かれるのではないので、信任状を受け取るので
はなく、推薦状や委任状だけを受け取るのである。彼らは、
完全主権国家から他国へ派遣され得るのであるが、また、交
戦団体として承認された叛徒によっても、叛徒に対しても派
遣され得るし、更には、宗主権のもとにある国家によっても、

そうした国家に対しても、派遣され得るのである。外交的性
格の無い公然（ないし、秘密）の政治機関は、実際には、そ
うした叛徒や、宗主権のもとにある国家との、本人自身によ
る政治的交渉のための手段にすぎないのである。

こうした機関の地位と特権に関して、彼らが、外交使節の
地位と特権とを享受しないことは明白であるが、しかし、他
方で、彼らは、外国の公然たる政治的機関として認められて
いるからには、公的な性格を有しているわけである。したが
って、彼らは、確実に特別の保護を与えられなければならない
のであるが、しかし、こうした機関に与えられるべき特別
の特権に関しては、明確な法則が実際には発達してきてはい
ないのである。彼らの身体と公的書類の不可侵は、彼らに認
められるべきである。⁽²⁾

注(1) ヘフター・二二二は、私の知る限り、外交的性格を
与えられていない機関であっても、外交使節の特権を認
められるべきであると主張する国際法の唯一の著者であ
る。

(2) ウルマン・五六とリヴィエール・第一卷四〇では、
彼らは、外交使節と同じ程度に不可侵の特権を認められ
なければならぬと主張している。

四五四 秘密の政治的機関 秘密の政治的機関は、公然の政治的機関と同じ目的で派遣され得るのであるが、しかし、秘密の政治的機関は二種類に分類されなければならない。一つの機関は、推薦状を携帯して秘密裡に外国へ派遣され、その外国によって受け入れられ得るものであるが、こうした機関は第三国が彼の存在を知らないか、或るいは、知っているとは思えない限りにおいて秘密のものであり、秘密ではあるけれども彼は接受国によって受け入れられているので、彼の地位は、本質的には公然の政治的機関のそれと同じである。他方で、もう一つの機関は、推薦状を携帯しないで政治的目的で秘密に派遣され得るものであるので、したがって、彼が仕事を果たしている国の政府によって公式には受け入れられないものである。このような機関は、**国際法**に基づく如何なる地位も認められていない。彼は、他の国との関係では国の機関ではないし、したがって、彼は、或る国の国境内で生活している他の一切の外国人の個人と同じ地位にあるわけである。彼は、厄介な状態になれば、いつでも追放され得るし、政治的、ないし、普通の犯罪を犯せば、刑法上、処罰され得る。こうした秘密機関は、社会主義者や無政府主義者、

虚無主義者等の政治亡命者や同士たちの動静を監視するために、しばしば、海外にいるが、こうした機関は、いわゆる、まわし者 (agents provocateurs) にならない限り、地方当局は介入しないであろう。

四五五 スパイ スパイは、軍事上、または政治上の秘密に係わる情報を秘密裡に入手する目的で海外に派遣される国の秘密機関である。⁽¹⁾ あらゆる国家が、継続的、ないし、一時的にスパイを海外に送るけれども、それにまた、スパイを送ることは、道徳的にも政治的にも、更に法的にも不正とは見なされないけれども、勿論、こうした機関には、**国際法**に基づく地位は一切認められない。と言うのも、彼らは、国際関係における国の機関ではないからである。あらゆる国が、彼らが、その土地の法律により犯罪とされている行為を犯して逮捕されたりした場合には厳格に処罰するか、処罰しない場合には、彼らを追放にする。それに、スパイは、自分が政府の命令を遂行したにすぎないと訴えることにより法的に弁解することができない。他方で、彼の政府も、スパイに委託したことを公式には認めることはできないために、介入はしないであろう。

注(1) 戦時におけるスパイに関しては、第二卷一五九と二一〇を参照のこと。

四五六 代表委員 代表委員は、政治的性格の交渉ではなく、技術的、行政的性格の交渉のためだけに、或る国から別の国へ、推薦状や委任状を携帯して派遣される機関である。こうした代表委員は、例えば、二国間の鉄道、郵便、電信、航海、国境線の輪部描写等の取決めのために派遣され接受されるが、こうした代表委員には、或る種の特権を保障するという明確な慣行が発生してきていないが、しかし、彼らの身体と公文書の不可侵は、彼らが、公的目的のために公式に派遣され接受されているだけに、与えられるべきである。例えば、一八八七年にドイツは、ドイツの地方の役人に招待され、公的目的のためにドイツ国境を越えて、それで逮捕されたフランスの警察官シュナエベレの事件で、外国の公務員が、地方当局の同意を得て国の領域内に入る場合には、安全通行権(safe-conduct)が黙示的に認められるという法則を承認したのだが、シュナエベレはフランス政府によりドイツ政府に派遣された代表委員ではなかったのである。

四五七 伝達書の携帯者 或る国から海外にいるその国の

L・オッペンハイム著『国際法』(一九〇五年刊・初版)(その九)

元首や外交使節に対して、公文書を運搬することを委託される個人が、そうした国の機関である。前(四〇五)に述べたように、急使として外交使節の随行者に所属する伝達書携帯者は、民事・刑事裁判権の免除と、その使節が派遣されている国における特別の保護と、更には第三国への無害通行権とを享有しなければならないのであるが、しかし、彼らを雇っている外交使節の随行者ではない伝達書携帯者であっても、彼らが、伝達書携帯者としての公的性格を示す特別な旅券を所有しているのであれば、彼らの身体と公文書に対する不可侵権は与えられるべきである。そして、同じことが、一時的に海外にいる或る国の元首と本国の彼の政府との間の伝達書携帯者に関しても妥当するのである。

四 国際的委員会

リヴィエール・第一卷五六四〜五六六、ウルマ
ン・五八、ガレイス・五一〜五二、リスト・一六。

四五八 一時的委員会と対照しての常設委員会 一時的委員会と常設委員会では区別がなされなくてはならない。前者は、二国ないし、それ以上の国の間で鉄道、郵便、電信、航海、国境等の、あらゆる種類の非政治的問題を調整するため

に派遣される代表委員から構成され、そうした、一時的委員会は、彼らの目的が達成されるとすぐに解散する。⁽¹⁾ しかしながら、一時的委員会の他に、常設委員会が存在している。それらは、二つの国際河川とスエズ運河の自由航行のために大國によって組織されているが、更に、国際的な衛生のため、第三には、国債の利子の支払いができない数ヶ国の外国の債権者のため、最後に、砂糖の取引きのために、組織されている。

注(1) それらの構成員の地位は、既に四五六で検討してある。全く目新しい制度は、一八九九年のハーグ平和会議によって委ねられた国際査問委員会 (International Commissions of Inquiry) である。国際的な違いを平和的に調整するためのハーグ協定の九条から一四条までが、名誉や重大な利害を含まない事実上の問題についての意見の相違から生ずる国際的な違いの場合には、当事国は、国際査問委員会を組織すべきであり、この委員会は、当事国に報告書を提出し、その報告書は、事実の記載に限られるべきであると規定している (第二巻五を参照のこと)。

四五九 航行のための委員会 四つの国際的委員会が航行のため—すなわち、ダニューブ河について二つ、コンゴ河

について一つ、そして、スエズ運河について一つ、組織されている。

一、ダニューブ河の航行に関連して、一八五六年、パリ講和条約の第一六条で、ヨーロッパ・ダニューブ河委員会が組織された。この委員会の構成員は、パリ条約の調印国によって任命されたが、委員会としては、一八七八年にベルリン会議で再設され、更に、一八八三年にロンドン会議で再設された。その委員会は、流域国政府から全面的に独立しており、その権限は明確に規定され、その構成員と職務、文書は、不可侵の特権を享有する。ヨーロッパ・ダニューブ河委員会は、イブライラ (Ibraïla) の下流からその河口までのダニューブ河を包括する。⁽¹⁾

二、右に述べた一八八三年のロンドン会議は、アイロン峽谷の下流からイブライラまでのダニューブ河の航行と水上警察 (river-police) に関する規則を裁可し、⁽²⁾ これらの規則の第九六条で、規則を監視するためのダニューブ河混合委員会 (Mixed Commission of the Danube) を組織したが、この委員会の構成員は、オーストリア・ハンガリー、ブルガリア、ルーマニア、セルヴィア、それにヨーロッパ・ダニューブ河

委員会からの派遣委員であり—各々一名。⁽³⁾

三、一八八四年のベルリン・コンゴ河会議に代表を送った大国諸国は、コンゴ河の航行に関する或る種の規則を認め、その会議の一般議定書の第一七条—第二一条で、これらの規則を監視するためのコンゴ河の国際委員会を組織したが、全調印国の各一名の代表によって構成されるこの委員会
は、流域国政府から全く独立しており、しかも、その構成員と職務、公文書は、不可侵の特権を享有する。⁽⁴⁾

四、スエズ運河の中立化に関するコンスタンチノーブル条約の第八条により、その条約の実施を監督するために、一つの委員会が組織されたが、その委員会は、エジプトに駐在する調印国のすべての領事から構成される。⁽⁵⁾

- 注(1) 詳細については、トゥイス・第一巻一五〇—一五二。
(2) マルテンス・N・R・G・第二巻九号、三九四頁。
(3) 詳細については、トゥイス・一五二。
(4) 詳細はカルボー・第一巻三三四。リスト・一六・II・2によれば、この委員は、結局、任命されていない。
(5) 一八三を参照。

四六〇 衛生のための委員会 衛生のための三つの国際委員会が存在している。ダニューブ河の下流部分の航行に関連

して衛生上の取決めを監督する目的で、一八八一年にブカレストで国際衛生会議が組織された⁽¹⁾が、コンスタンチノーブルでの衛生上級会議は、コレラとペストに関する取決めを監視することを職務としており、アレクサンドリアでの海上検疫停止保険会議も、同じような職務をもち、かつ、コンスタンチノーブルでの衛生上級会議の管理を受ける。⁽²⁾

注(1) 一八八一年五月二八日に調印されたダニューブ河口の航行のための一八六五年十一月二日の公的文書付属議定書の第六条を参照のこと。なお、マルテンス・N・R・G第二巻第八号二〇七頁。

(2) 詳細についてはリスト・一六・III。

四六一 外国の債権者のための委員会 外国の債権者のために三つの国際委員会が存在している。すなわち、一八七八年以來のトルコ、一八八〇年以來のエジプト、それに一八九七年以來のギリシア、におけるものである。⁽¹⁾

注(1) ミュラ (Murat) 『エジプト、ギリシア、トルコの財政に関する国際管理』 (Le controle international sur les finances de l'Egypte, de la Grece et de la Turquie) 一八九九年刊を参照のこと。

四六二 砂糖に関する常設委員会 砂糖の補助金に関するブリュッセル条約の第七条により、常設委員会が一九〇二年

にブリュッセルで組織された。⁽¹⁾

注(1) 五九一を参照のこと。

五 国際的公務

リヴィエール・第一卷五六四―五六六頁、ウルマン・五八、リスト・一七、ガレイス・五二、デスカンプ (Descamps) 『国際的公務とその将来』 (Les offices internationaux et leur avenir) 一八九四年刊)。

四六三 国際的公務の性格 一九世紀の第二半期の間に大多数の諸国が、国際条約に基づいて、いわゆる、非政治的目的のための連合 (union) を組織したが、こうした協会の業務は、その目的のために特別に創設された国際的公務により取り扱われる。しかしながら、こうした公務の機能は、通常、どのような特権も享受しない。現在、九つの国際的公務が存在しているが、その中には国際仲裁事務局⁽¹⁾は含まれない。それは国際的公務ではあるが、ここで検討するものとは関係が無い。

注(1) 四七四を参照のこと。

四六四 国際電信業務 一八六八年にベルンに国際電信連

合という国際的公務が創設されたが、それは、スイスの監督下にある四つの職務によって管理されており、フランス語の『電信ジャーナル』を編集する。⁽¹⁾

注(1) 五八〇を参照のこと。

四六五 国際郵便業務 国際電信公務の付属物として、ベルンで一八七四年に創設された万国郵便連合という国際的郵便業務である。それは、スイス連邦議会の監督下にある七つの職務によって管理され、フランス語、ドイツ語、英語で、月刊誌『郵便連合』 (L'Union Postale) を編集する。⁽¹⁾

注(1) 五七九を参照のこと。

四六六 国際度量衡業務 度量衡のメートル制を導入した国々は、一八七五年にパリで度量衡についての国際的公務を設立したが、職務としては、一人の理事と数人の補佐役がいて、彼らの仕事は、メートルとキログラムの国際的基準の管理と、国内基準と国際基準の比較である。⁽¹⁾

注(1) 五八二を参照のこと。

四六七 文学作品・芸術・工業所有権の保護のための国際的公務 一八八三年に国際工業所有権保護同盟、一八八六年には国際著作権保護同盟が、ベルンで国際的事務所と共に設

立され、そこには、一人の事務総長と、フランス語の月刊誌『著作権』(Le Droit d'Auteur)を編集する四人の補助員が⁽¹⁾いる。

注(1) 五八三―五八四を参照のこと。

四六八 ザンジバル国際海事事務所 一八九〇年のブリュッセル会議は、奴隷貿易を廃止するために、ザンジバルに国際海事事務所を創設したが、全調印国が各一人の委員によって、この業務を代表する権利を有する。

四六九 国際関税表業務 一八九〇年に締結された国際関税表発行同盟は、ブリュッセルに国際事務所を設立したが、そこには、一人の理事と一人の書記と一〇人の翻訳者がおり、その職務は、フランス語とドイツ語、英語、イタリア語、スペイン語の『関税表』(Bulletin des Douanes)を編集することである。⁽¹⁾

注(1) 五八五を参照のこと。

四七〇 国際運送専門事務所 九か国、――すなわち、オーストリア・ハンガリー、ベルギー、フランス、ドイツ、オランダ、イタリア、ルクセンブルグ、ロシア、スイス――は、一八九〇年に鉄道による貨物運送に関する国際協約に加入し、

“国際運送専門事務所”をベルリンに開設した。⁽¹⁾

注(1) 五八一を参照のこと。

四七一 砂糖協定常設事務所 一九〇二年三月五日にブリュッセルで砂糖輸出奨励金に関する協定⁽¹⁾を締結した諸国は、この協定の第七条に従って、ブリュッセルに常設事務所を設立した。この事務所の仕事は、やはり、第七条で設けられた常任委員会に所属するものであるが、砂糖に関する法律や統計についてのあらゆる種類の情報を収集し、翻訳し、出版することである。

注(1) 五九一を参照のこと。

(2) 四六二を参照のこと。

六 国際仲裁裁判所

四七二 裁判所の全体組織 国際的な相違点の平和的調整のためのハーグ協定・第二〇条から第二七条に基づいて、一九〇〇年に調印国は、ハーグで国際仲裁裁判所を組織したが、この組織は、三つの異なった団体――すなわち、裁判所常設行政會議と裁判所国際事務局、それに仲裁裁判所それ自身とから成っている。しかし、第四番目の団体についても挙げておかなければならない。すなわち、あらゆる事件を裁決するた

めに構成される裁判所である。

四七三 常設会議 常設会議（第二八条）は、調印国の外交使節から成っており、彼らは、オランダに信任状を提出し、オランダの外務大臣が、その会議の議長を務める。少くとも九か国が、その会議に出席しなければならず、後者の仕事は、裁判所国際事務局の監督、事務局職員の任命、停職、免職、それに裁判所の運用に係わる行政上のあらゆる問題の解決、である。更に、その会議は、裁判所の訴訟手続、行政上の活動、それに支出金についての報告書を、調印国に供与することが仕事であり、滞り無く召集される会合では、五か国の構成員の出席があれば、その会議に評議する権限を十分に与えることになり、かつ、その裁定は、投票の過半数により行われる。

四七四 国際事務局 国際事務局（第二二条）は、裁判所の登記所（Registry）としての役割を果たしており、それは、裁判所の会合に関する連絡の仲介機関でもある。それは、裁判所の公文書の保管と、裁判所の全行政業務の処理を行い、調印国は、彼ら間で到達した仲裁に関する全約定と、そうした約定についての特別の裁判で出された一切の裁定の認証済

みの写しを、事務局に提供しなければならない。事務局は、国際仲裁裁判所の内部では設立されない何らかの特別な仲裁裁判所⁽¹⁾の仕事のために、調印国の自由意思に基づいて建物や職員を配置する権限を有しており（第二六条）、事務局の費用は、万国郵便連合の国際事務局で制定された比率で調印国により負担される。

注(1) 第二卷二〇を参照のこと。

四七五 仲裁裁判所 仲裁裁判所（第二三条）は、"最高の道徳的信望を享受し、国際法の問題についての認められた資格を有し" 調印国により選出され任命された多数の個人から成っている。一か国から四名以上は任命できないが、二、ないし、それ以上の国々が、一、ないし、それ以上の構成メンバーを、共同して任命できるし、同じ個人が、異なる国々から任命されることもあり得る。全メンバーが六年の任期で任命されるが、更新も可能である。辞任したり、病気になったメンバーの空席は、各々の国により充足されることになる。こうして任命された裁判所のメンバーの名前は、全名簿録に登録され、それは、最新の状態で保管され、かつ、全調印国に伝達される。このようにして構成される裁判所は、当事国

間で、裁判所のメンバー表からは選出しない仲裁人による特別な裁判所についての協定が存在しない限り、全仲裁事件について裁判管轄権を有する（第二一条）。

四七六 決定を下す裁判所 仲裁裁判所は、提訴される事件に全体的に判決を下すのではなく、あらゆる特殊な事件について、多くの仲裁人を裁判所のメンバー表から選出することによって裁判所を設立するのである。この裁判所（第二四條）は、当事国の同意により直接設立され得るのであるが、もし、設立されない場合には、裁判所は次の方式で形成される。すなわち、各当事国が、メンバー表から二名を選出し、そうして選出された四人の仲裁人が、審判者・兼、座長として、五人目の人を選び出す。もし、四人の投票が同数であれば、当事国は、審判者の選出を第三国に委託することになる。もし、当事国が、そうした第三国の選択について同意できない場合には、各当事国は、別の一か国を指定し、審判者は、こうして指定された国の共同行為によって選出される。この選出が行われた後、裁判所が設立されて、当時国は、国際裁判所事務局に、裁判所のメンバーの氏名を連絡し、当事国によって決められた日時に、そこで会合する。裁判所のメンバ

ーは、彼ら自身の国の外で職務を履行する場合には、外交使節の特権を供与されねばならない。その裁判所は、通常はハーグに設置し、不可抗力の場合を除いては、開延場所は、当事国の賛成のもとに、その裁判所により変更され得ることがあるのみである（第二五条）。しかし、当事国は、開始から、ハーグ以外の別の場所を裁判所の集會地として指定することができるし（第三六條）、裁判所の費用は、当事国により同じ分担額支払われる（第五七條）⁽¹⁾。

注(1) この裁判所によって執られる手続きについては、第二卷二七で扱う。

〔続く〕